

2020年4月8日

内閣総理大臣 安倍晋三 様

全日本年金者組合
中央執行委員長 金子民夫

「緊急事態宣言」に関する緊急要請書

安倍晋三首相は7日、東京都、神奈川県、埼玉県、千葉県、大阪府、兵庫県、福岡県の7都府県を対象とする新型コロナウイルス感染症拡大防止のための緊急事態宣言を発令した。

新型コロナウイルス感染の爆発的拡大を抑えるため、外出自粛の要請については理解できるが、年金者組合は既に、3月30日には安倍首相に対し、高齢者のいのちと健康を守るとともに、国民の暮らしを守り、深刻な事態となっている経済を立て直すため、①感染拡大防止対策、②感染症対策として医療機関体制の充実をはかること、③社会保障・雇用対策等に万全を期すこと、④緊急経済対策について要請を行ってきた。

今回の「緊急事態宣言」に関して最大の問題は、政府の責任で「緊急事態宣言」を発令しているにもかかわらず外出自粛要請と一体であるべき補償を非課税世帯並み、とか複雑な方法で1世帯30万円とか言っており実質的に有効にならないことである。これでは感染の爆発的拡大を抑えることはできない。全日本年金者組合は緊急事態宣言が発令されたもて、新型コロナウイルス感染拡大の防止と高齢者のいのちと健康を守るとともに、国民の暮らしを守り、深刻な事態となっている経済を立て直すために、以下の緊急要請を行うので、早急に検討の上実施するよう強く求めるものである。

【要請項目】

1、緊急経済対策の「1世帯30万円」の給付金について

政府案は、月収が半分以下になった世帯などと対象を狭めており、年金生活者も対象外となるなど、狭き門となっている。安倍首相は、「生活の維持に必要な場合をのぞき、みだりに外出しないよう要請する」と言いながら、給付を受けるために役所に足を運び「収入が減ったことを証明」する書類を出せと言っている。このように対象が狭く、不公平が生まれる給付ではなく、すべての国民に対し現金による「定額給付金」1人10万円を支給すること。

2、内閣に設置された新型コロナウイルス感染症対策本部は緊急対応策-第2弾-で「症状がある方への対応」として「国民健康保険及び後期高齢者医療において、新型コロナウイルス感染症に感染するなどした被用者に傷病手当を支給する市町村に対し、支給額全額について国が特例的な財政支援を行う」と明示した。傷病手当の支給を「被用者」にとどめず、自営業者等も含めた国民健康保険及び、後期高齢者医療保険の被保険者に対象を拡大すること。

3、政府はすべての世帯に布マスク2枚を郵便で届けるといつている。賛否両論あるが配布にあたっては高齢者世帯を優先すること。

4、PCR検査について、「迅速な検査の促進」といつている。しかし、発熱して病院にいき、コロナ感染を疑い相談窓口から保健所に電話しても「検査を拒否」され、再度検査を求めても「対象外」、さらに煩雑な手続きなどもあり、検査も受けられないのが実態である。感染者が適切な検査や治療を受けられずに潜伏感染者となり、結果として感染を拡大させることに繋がっている。「帰国者・接触者相談センター」を通さなくても検査ができるようにすること。

5、政府の経済対策には、消費税問題が一言も入っていない。消費税を早急に減額すること。

6、低年金・無年金者など高齢者が安心して生活できる最低保障年金制度を確立すること。

以上